参考

第107回産業統計部会　議事結果

１　日時　令和３年６月９日（水）10:00～12:10

２　場所　遠隔開催（Ｗｅｂ会議）

３　出席者

【委　　　員】

川﨑 茂（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所　主任研究員）

【審議協力者】

内閣府、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

４　議　題　農業経営統計調査の変更について

５　議事概要

○　前回部会において再整理や追加説明が求められた事項の審議を行い、その後、審査メモに沿って、公表時期の繰下げについて審議が行われた。

○　審議の結果は以下のとおり。

①　「調査の重点化」については、ロングフォームの対象範囲について、小針専門委員からの提案を踏まえ、農林水産省から、青色申告を行っている個人経営体を基本とし、それに、主業経営体（以下「主業」という。）及び準主業経営体（以下「準主業」という。）の白色申告を行っている経営体を追加するとした修正案が提示され、おおむね適当とされた。

②　「標本設計の見直し」についても、農林水産省から報告者選定に係る手順の追加説明がなされ、おおむね適当とされた。

③　「公表時期の繰下げ」については、おおむね適当とされたが、国民経済計算を所管する内閣府との調整について、次回部会において整理した上で追加報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（１）前回部会の審議を踏まえた再整理事項（調査の重点化）

・　青色申告を行う経営体を中心にロングフォームの対象とする調査実施者の修正案は合理的なものと考えている。

ただ、農林業センサスの結果を用いて、農産物販売金額の階級別に主業、準主業及び副業的経営体（以下「副業」という。）の数を比較したところ、販売金額が大きい階級であっても、副業が準主業より多い実態が見られた。これを踏まえると、販売金額の大きい副業についても、ロングフォームの対象にすべきではないか。

⇒　1,000 万円以上の販売金額があると消費税の課税対象者になると思われ、青色申告をしないと累進課税制度によって税金が高くなる。したがって、青色申告をロングフォームの対象にすることで、副業についても販売金額の大きな経営体は、基本的にカバーされるのではないかと考えている。どの程度カバーされるのかは次回の部会で説明する。

・　調査実施者の提案は、当初案からすると副業でも青色申告している方は調査対象となるという拡大案となっている。調査負担軽減の観点で許容されるのであれば良案だと思うが、負担軽減については、統計委員会で一律何％減らすという指標があったと思うが問題は無いか。

⇒　御指摘の指標は、統計に関する官民コストを３年間で２割減らすという指標のことと拝察するが、個々の統計調査において、調査事項を何割削減すべきという指標はない。

⇒　官民コストの削減は、あくまでも作業時間ベースのものであり、調査項目をいくつ削減するといった話ではなく、記入時間が減れば問題ない。また、個々の調査で何割削減ということではなく、総枠で考えているものであり、ある程度の負担軽減の実態があれば、十分クリアできると思われる。

・　各委員から変更案について支持いただいたと認識した。

販売金額の大きい副業の追加については、次回部会にて、データを確認いただいた上で最終的に判断していただければと思うが、調査実施者からの説明があったとおり、青色申告でカバーできているのであれば、調査計画を複雑化する必要はない。

以上の審議を受けて、農水省の案をおおむね了承することとしたい。

ただ、そもそも、主業・準主業・副業の区分を年齢で区分することが必要なのかという問題は残っていると思われる。本調査ではなく、農林業センサスの課題かと思うが、別途議論の上、答申の附帯的な意見とすることも含めて、整理をしていきたい。

（２）前回部会の審議を踏まえた再整理事項（標本設計の見直し等）

・　調査を依頼している経営体において調査対象区分が変化した際は、報告者から外した上で、新規の報告者を選定し直すことになるのか。

⇒　御認識のとおり改めて選定する。調査対象区分に変化のあった経営体を継続的に調査することは理屈としては可能だが、当初の区分別サンプルサイズから乖離が生じてしまうため、それを維持したい。

⇒　調査を５年継続する意義もあると思うところ、ロングフォームとショートフォームのサンプルサイズも大事だというのも分かるので、少し考えたい。

・　個人経営体のロングフォームとショートフォームの配り分けだけでなく、個人経営体が法人経営体になることや、法人経営体が解散や分割し、同じ場所で農業をしていても経営が分かれるなど、流動的なことはあると思う。５年間継続する調査で、そのような構造の変化を踏まえて調査していくのが良いのではないのか。区分別のサンプルサイズを重視して対象外とするのには、少し疑問がある。

⇒　今回の調査設計も従前と同様で、個人経営体、法人経営体を分けてしっかり調査したいというもの。そのため、農業経営体の中でのパネルの動きを標本上で整理するのは難しい。標本設計を行った上で、従来から個人から法人に変わった際は選定替えを行っている。

・　これまで、主業・準主業・副業別の集計値を出す際に、毎年の年齢の変化を踏まえて主業・準主業・副業別の集計をしているのか。

調査の実施自体のオペレーションで配り分けの際に調査対象者に現状を確認して調査票を配布していると思うが、個人・法人での配り分けもあるので、その確認行為が入っても実務的に影響はないのか。調査実施のプロセスで問題無ければ、青色申告という形で集計できると思うし、主業・準主業でこれまでの集計もでき、副業だけが詳細項目が外れるという形で集計が出来るのではないか。

⇒　現状、主業、準主業及び副業の集計をしている。農林業センサスの情報で把握していた形態になるが、調査前に調査員等が現状の確認をして調査票の配り分けをしているので、青色申告が入っても作業感は変わらない。

・　中間的な案として、結果の表章は今までどおりでいいが、標本が若干ずつ入れ替わることについて、副業が主業になっていた、法人化したなどの区分等の動きを把握し、整理して参考情報みたいな形で出すのはどうか。

・　標本選定のフローを考えると、調査を継続している場合には、区分が変更されることがあらかじめ分かるような情報があるはずなので、新規標本を選定する際、ロングフォームがいくつ減少した、法人経営体がいくつ減少したといった区分の変化が把握できているのであれば、それに合わせて新規標本の数を調整するという方法で、合計としての標本数を合わせるということも考えられないか。それらの情報を研究者等に二次利用で使えるようにするが望ましい。

⇒　資料２－２の３ページで見ると、黄色部分の 17 万８千世帯が開始時には主業だったが、65 歳を過ぎることで副業となり、ロングフォームの対象から外れていくことになり、本当に外して良いのかという問題は相変わらずあると思う。青色申告の副業であれば、引き続きロングフォームの対象となるが、そうで無い可能性もある。

⇒　集計について、経営統計調査は 13 の営農類型に分けて個人・法人で目標精度を定めて標本抽出している。水田作であれば 500～600 という大きいサンプルとなるが、畜産等ではサンプルサイズが小さい。例えば、農業を実施するといっても、他の農業へ移る場合もあり、特に畑作では営農類型別に見たときに移動するケースがある。５年前に実施していた農業が３年後には違う農業をしていたということを調査し続けると、そもそもの標本数の維持ができなくなってしまう。パネルデータの二次利用の有用性は理解するが、データの信用性についても配慮が必要である。

・　同じ経営で法人化したというだけで、調査から外れてしまうのはもったいない。運用上なるべく継続できるようなスキームはないのか。

⇒　運用では、標本がない場合は補充選定としたい。調査の継続性については、調査票のデータだけでなく集計上のメタデータとして全て提供していきたい。

・　年齢について、65歳になったときにロングフォームの対象からショートフォームの対象に変わるというのは、引き続き違和感がある。

⇒　年齢については致し方ないと考えている。今回、詳細項目で把握するデータは資産項目が多いので、青色申告をしていない経営体の記載内容が、どれほど正しいかということなど思うところがある。青色申告のデータが詳細に取れていれば、基本項目は全体で把握していることから分析上問題ないと思う。

・　二次利用の際のパネル利用について是非とも対応いただきたい。

配り分けに問題が無いように継続性高く調査をしていくということでお願いすることを前提に、答申では大筋で了解とまとめたい。

### （３）公表時期の繰下げ

・　内閣府との間での調整は、いつ頃までに終えられそうか。

⇒　提供項目の細かい部分の整理もあり、提供方法も確認中なので、次回、状況を説明したい。

・　内閣府に提供するデータのみを、データ提供に合わせて早期に公表することはできないか。

⇒　ＧＤＰ推計で必要とされるデータが調査全体からみると断片的であることもあり、それだけを早期公表するという考えはない。

・　一般ユーザーへの提供という観点だと、今までも公表時期について、計画と実態

との間にズレが生じている状態であったが、本調査は速報性を求める調査でもないので、今回の変更で、しっかりと公表スケジュールを立てて、計画どおり実行する方がよい。

・　今回の変更については、実務上の問題で、当初の計画では公表が難しいことから、やむを得ないと判断したい。なお、ＧＤＰ推計との関係についても調整を進めていただき、答申までに一定の整理をしてほしい。

## ６　今後の予定

次回部会は令和３年７月１日（木）14時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和３年６月30日（水）に開催予定の第165回統計委員会において報告することとされた。

（以　上）